MAEDA & SUZUKI PATENT Co., LTD.

http://www.mspatent.com/

明細書等の参酌による権利範囲の限定解釈 機能的クレ			機能的クレーム
サポート要件違反に基づく無効の抗弁			サポート要件
事件番号 (裁判所)	平成20年(ワ)第4394号(大阪地裁26民事部)		
判決言渡日 (判決)	平成21年2月2日(請求棄却)		
原告	P		
被告	パナソニック電工株式会社		
特許番号	特許第3752588		
関連条文:特許法70条1項、2項		担当 堀江 -	- 基
同法36条6項1号			

判決の要点

明細書等の参酌により発明の技術的範囲を限定的に解釈して構成要件の充足性を否定するとともに、サポート要件違反に基づく無効の抗弁を認めた事例。

事件の概要

原告の有する「開き戸の地震時ロック方法等」に関する特許権に基づき、ロック装置を販売する被告に対して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事件。

判決の理由

1) 特許請求の範囲が作用的、機能的表現を用いて記載された特許発明に係る技術的範囲は、明細書の詳細な説明の記載から当業者が認識し得る技術的思想に基づいて定めるのが相当である(規範 α)。

原告特許権に係る明細書の記載において、課題を解決するための構成を窺い知ることができるのは実施例のみであり、<u>実施例に基づいて発明の技術的</u> <u>範囲を限定的に解釈すると</u>、被告装置は構成要件Cを充足しない。

2)特許法36条6項1号にいう「発明の詳細な説明に記載したもの」とは、「特許発明の課題を解決することができると当業者が認識できるように記載された」範囲のものである(規範 β)。

構成要件Dは、発明の効果を奏することにより本件特許<u>発明の課題が解決</u>できると当業者が認識できるように記載されておらず、本願特許はサポート

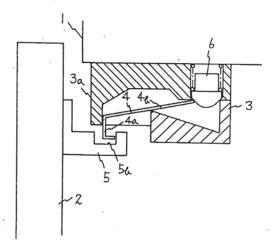
要件を充足しない。よって無効の抗弁(特許法104条の3)を認める。

評釈

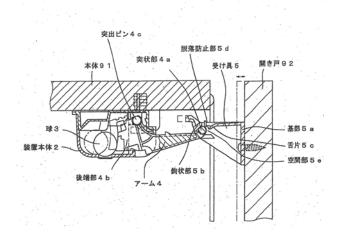
- 1) 原告の特許発明1 (請求項1) の構成要件は、以下のとおりである。
 - A マグネットキャッチなしの開き戸において
 - B 開き戸側でなく家具, 吊り戸棚等の本体側の装置本体に可動な係止手段を 設け、
 - C <u>該係止手段が地震のゆれの力で開き戸の障害物としてロック位置に移動</u>し わずかに開かれる開き戸の係止具に係止する内付け地震時ロック装置を
 - D 開き戸の自由端でない位置の家具、吊り戸棚等の天板下面に取り付け、
 - E 前記係止後使用者が閉じる方向に押すまで閉じられずわずかに開かれた前 記ロック位置となる
 - F 開き戸の地震時ロック方法。
- 2) 原告の特許発明1の図面と、被告装置の図面を以下に示す。
 - --特許発明1の図面--

--被告装置の図面--

【図3】



イ号 地震時の断面側面図 (A-A断面)



3) <u>争点1:被告装置のアーム4が、「該係止手段(4)が地震のゆれの力で・・・</u>ロック位置に移動(構成要件C)」を充足するか?

判決は、構成要件Cは作用的、機能的な表現で記載されていると認め、「これを文言どおりに解すると明細書で開示された技術思想に属しない構成までもが技術的範囲に含まれることになりかねず妥当ではない」が、「(クレームが)機能的に記載されているからといって、(即座に)明細書の発明の詳細な

説明に開示された実施例のみに限定されると解すべきではない」とし、上記の規範(規範 α)を示した。

その上で、明細書の発明の詳細な説明には、「地震のゆれによって係止手段が自ら移動するとの技術思想が開示されているのみ」であるから、構成要件 Cを充足するには、「地震のゆれによって<u>係止手段自らロック位置に移動する構成であることを要する」と判断した。また、「被告装置は、球(3)を利用して係止手段を回動させる</u>という構成を採用しており、地震のゆれによってアーム(4)自らロック位置に回動することは期待も想定もされていない」と結論づけた。

本件のようなクレームの限定解釈を回避するためには、①実施例を数多く記載する、②クレームと実施例の間の中間的概念に係る構成を明細書に記載する等の対応が必要であろう。同趣旨の裁判例として「東京地判平成10年12月22日(平成8(ワ)22124)磁気媒体リーダー事件」がある。

4) <u>争点2:ロック装置の取付位置について、「開き戸の自由端でない位置(構成</u>要件D)」と規定する本願発明は、サポート要件を充足するか?

判決は、「「地震時のロックが確実になる」との効果を奏することにより本件各特許発明の課題を解決することができると当業者が認識できる (規範 β) ように記載された取付位置は、あくまで「自由端から蝶番側へ(一定程度)離れた位置」であり、「自由端でない位置」との特許請求の範囲の記載は、発明の詳細な説明に記載された発明の範囲を超えるというべきである。」とし、本願特許はサポート要件を充たさないと認定した。

ここで判決は、本件明細書に「開き戸の動きが最も大きい自由端ではないため地震時のロックが確実になる」との記載があるにもかかわらず、サポート要件の充足を否定した。そうすると、判決は、サポート要件を充足するためには、ある構成により発明の効果を奏する旨を形式的に記載するのみでは足りず、構成と効果の関係が論理的に導かれるように記載されていることを要求している、とも解釈できる。同趣旨の裁判例として知財高判平成17年11月11日(平成17(行ケ)10042)偏光フィルム事件がある。